

◎別表Ⅳ 診療行為名称等の略号一覧（歯科）

項番	診療行為名称等	略号	記載欄
1	初診料に係る時間外加算の特例を算定した場合 ※電子計算機の場合は全体の「その他」欄に表示	特	初診 「時間外」の文字の上※
2	医療情報取得加算 1 を算定した場合	医情 1	全体 「その他」欄
3	医療情報取得加算 2 を算定した場合	医情 2	
4	医療 DX 推進体制整備加算を算定した場合	医 DX	
5	情報通信機器を用いた初診を算定した場合	情初診	
6	再診料に係る時間外加算の特例を算定した場合 ※電子計算機の場合は全体の「その他」欄に表示	特	
7	医療情報取得加算 3 を算定した場合	医情 3	全体 「その他」欄
8	医療情報取得加算 4 を算定した場合	医情 4	
9	情報通信機器を用いた再診を算定した場合	情再診	
10	小児口腔機能管理料を算定した場合	小機能	管理・リハ 「その他」欄
11	小児口腔機能管理料（情報通信機器を用いて行った場合）を算定した場合	情小機能	
12	口腔機能管理料を算定した場合	口機能	
13	口腔機能管理料（情報通信機器を用いて行った場合）を算定した場合	情口機能	
14	周術期等口腔機能管理計画策定料を算定した場合	周計	
15	周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）の手術前	周前（Ⅰ）	
16	周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）の手術後	周後（Ⅰ）	
17	周術期等口腔機能管理料（Ⅱ）の手術前	周前（Ⅱ）	
18	周術期等口腔機能管理料（Ⅱ）の手術後	周後（Ⅱ）	
19	周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）	周（Ⅲ）	
20	周術期等口腔機能管理料（Ⅳ）	周（Ⅳ）	
21	回復期等口腔機能管理計画策定料を算定した場合	回計	全体 「その他」欄
22	回復期等口腔機能管理料	回機能	
23	歯科特定疾患療養管理料を算定した場合	特疾管	
24	歯科特定疾患療養管理料に係る共同療養指導計画加算を算定した場合	共計	管理・リハ 「その他」欄
25	歯科特定疾患療養管理料（情報通信機器を用いて行った場合）を算定した場合	情特疾管	
26	特定薬剤治療管理料を算定した場合	薬	全体 「その他」欄
27	悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定した場合	悪	
28	外来腫瘍化学療法診療料 1（抗悪性腫瘍剤を投与した場合）を算定した場合	外化投 1	
29	外来腫瘍化学療法診療料 1（イ以外の必要な治療管理を行った場合）を算定した場合	外化管 1	
30	外来腫瘍化学療法診療料 2（抗悪性腫瘍剤を投与した場合）を算定した場合	外化投 2	
31	外来腫瘍化学療法診療料 2（イ以外の必要な治療管理を行った場合）を算定した場合	外化管 2	
32	外来腫瘍化学療法診療料 3（抗悪性腫瘍剤を投与した場合）を算定した場合	外化投 3	
33	外来腫瘍化学療法診療料 3（イ以外の必要な治療管理を行った場合）を算定した場合	外化管 3	
34	外来腫瘍化学療法診療料の連携充実加算を算定した場合	連充	
35	手術前医学管理料を算定した場合	手前	
36	手術後医学管理料を算定した場合	手後	管理・リハ 「その他」欄
37	歯科治療時医療管理料を算定した場合	医管	
38	開放型病院共同指導料（Ⅰ）を算定した場合	開Ⅰ	全体 「その他」欄
39	開放型病院共同指導料（Ⅱ）を算定した場合	開Ⅱ	
40	療養・就労両立支援指導料を算定した場合	就労	
41	こころの連携指導料（Ⅰ）を算定した場合	こ連Ⅰ	
42	歯科遠隔連携診療料を算定した場合	歯遠隔	
43	退院前訪問指導料を算定した場合	退前	
44	薬剤管理指導料「1 特に安全管理が必要な医薬品が投薬または注射されている患者に対して行う場合」を算定した場合	薬管 1	
45	薬剤管理指導料「2 1の患者以外の患者に対して行う場合」を算定した場合	薬管 2	

項番	診療行為名称等	略号	記載欄	
46	薬剤管理指導料に係る麻薬管理指導加算を算定した場合	麻加	全体 「その他」欄	
47	薬剤総合評価調整管理料を算定した場合	薬総評管		
48	診療情報提供料（Ⅰ）を算定した場合	情Ⅰ		
49	診療情報提供料（Ⅰ）に係る退院患者の紹介の加算を算定した場合	情Ⅰ加1		
50	診療情報提供料（Ⅰ）の基本診療料に係る歯科診療特別対応加算1、2または3もしくは歯科訪問診療料を算定している患者の紹介に係る加算（注6）を算定した場合	情Ⅰ加2		
51	診療情報提供料（Ⅰ）の基本診療料に係る歯科診療特別対応加算1、2または3もしくは歯科訪問診療料を算定している患者の紹介に係る加算（注7）を算定した場合	情Ⅰ加3		
52	診療情報提供料（Ⅰ）に係る検査・画像情報提供加算の「Ⅰ 退院する患者について、当該患者の退院日の属する月またはその翌月に、必要な情報を提供した場合」を算定した場合	情Ⅰ加4Ⅰ		
53	診療情報提供料（Ⅰ）に係る検査・画像情報提供加算の「Ⅱ 入院中の患者以外の患者について、必要な情報を提供した場合」を算定した場合	情Ⅰ加4Ⅱ		
54	電子的診療情報評価料を算定した場合	電診情評		
55	診療情報提供料（Ⅱ）を算定した場合	情Ⅱ		
56	診療情報等連携共有料1	情共1		
57	診療情報等連携共有料2	情共2		
58	連携強化診療情報提供料	連情		
59	がんゲノムプロファイリング評価提供料を算定した場合	がんゲ評		
60	傷病手当金意見書交付料を算定した場合	傷		
61	広範囲顎骨支持型補綴物管理料1を算定した場合	特Ⅰ管1		歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄
62	広範囲顎骨支持型補綴物管理料2を算定した場合	特Ⅰ管2		
63	歯科訪問診療料の歯科訪問診療1を算定した場合	歯訪1		全体 「その他」欄
64	歯科訪問診療料の歯科訪問診療2を算定した場合	歯訪2		
65	歯科訪問診療料の歯科訪問診療3を算定した場合	歯訪3		
66	歯科訪問診療料の歯科訪問診療4を算定した場合	歯訪4		
67	歯科訪問診療料の歯科訪問診療5を算定した場合	歯訪5		
68	歯科訪問診療料の緊急歯科訪問診療加算を算定した場合	緊訪		
69	歯科訪問診療料の夜間歯科訪問診療加算を算定した場合	夜訪		
70	歯科訪問診療料の深夜歯科訪問診療加算を算定した場合	深訪		
71	歯科訪問診療時の歯科訪問診療補助加算（Ⅰの（1）同一建物居住者以外の場合）を算定した場合	訪補助Ⅰ（1）		
72	歯科訪問診療時の歯科訪問診療補助加算（Ⅰの（2）同一建物居住者の場合）を算定した場合	訪補助Ⅰ（2）		
73	歯科訪問診療時の歯科訪問診療補助加算（Ⅱの（1）同一建物居住者以外の場合）を算定した場合	訪補助Ⅱ（1）		
74	歯科訪問診療時の歯科訪問診療補助加算（Ⅱの（2）同一建物居住者の場合）を算定した場合	訪補助Ⅱ（2）		
75	歯科訪問診療料の注15に規定する歯科訪問診療料「Ⅰ 初診時」を算定した場合	歯訪診（初）		
76	歯科訪問診療料の注15に規定する歯科訪問診療料「Ⅱ 再診時」を算定した場合	歯訪診（再）		
77	歯科訪問診療に係る在宅歯科医療推進加算を算定した場合	在推進		
78	歯科訪問診療に係る歯科訪問診療移行加算を算定した場合	訪移行		
79	歯科訪問診療料の注19に規定する歯科訪問診療料「Ⅰ 初診時」を算定した場合	特歯訪診（初）	「摘要」欄	
80	歯科訪問診療料の注19に規定する歯科訪問診療料「Ⅱ 再診時」を算定した場合	特歯訪診（再）		
81	歯科診療所の歯科医師が医科歯科併設の病院に入院中の患者に対して歯科訪問診療を行い、周術期等口腔機能管理および周術期等口腔機能管理に伴う治療行為を行った場合	周術期等連携		
82	歯科診療所の歯科医師が医科歯科併設の病院に入院中の患者に対して歯科訪問診療を行い、回復期等口腔機能管理および回復期等口腔機能管理に伴う治療行為を行った場合	回復期等連携		
83	同一の患家において2人以上の患者を診察（診療時間が20分以上の場合に限る）し、患者の1人に対して歯科訪問診療1を算定する場合	同一世帯（1）		

項番	診療行為名称等	略号	記載欄	
84	歯科訪問診療に係る通信画像情報活用加算を算定した場合	ICT 加算	全体 「その他」欄	
85	在宅医療 DX 情報活用加算を算定した場合	在 DX		
86	訪問歯科衛生指導料（1 単一建物診療患者が 1 人の場合）を算定した場合	訪衛指 1		
87	訪問歯科衛生指導料（2 単一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合）を算定した場合	訪衛指 2		
88	訪問歯科衛生指導料（3 1 および 2 以外の場合）を算定した場合	訪衛指 3		
89	訪問歯科衛生指導料に係る複数名訪問歯科衛生指導加算を算定した場合	複訪		
90	歯科疾患在宅療養管理料を算定した場合	歯在管		
91	歯科疾患在宅療養管理料に係る文書提供加算を算定した場合	文		
92	歯科疾患在宅療養管理料に係る在宅総合医療管理加算を算定した場合	歯総管		
93	歯科疾患在宅療養管理料に係る在宅歯科医療連携加算 1 を算定した場合	医連 1		
94	歯科疾患在宅療養管理料に係る在宅歯科医療連携加算 2 を算定した場合	医連 2		
95	歯科疾患在宅療養管理料に係る在宅歯科医療情報連携加算を算定した場合	医情連		
96	在宅患者歯科治療時医療管理料を算定した場合	在歯管		
97	在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料を算定した場合	訪問口腔リハ		
98	在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料または小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料に係る口腔管理体制強化加算を算定した場合	口管強		
99	在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料または小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料に係る在宅療養支援歯科診療所加算 1 を算定した場合	歯援診 1		
100	在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料または小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料に係る在宅療養支援歯科診療所加算 2 を算定した場合	歯援診 2		
101	在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料または小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料に係る在宅療養支援歯科病院加算を算定した場合	歯援病		
102	在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料に係る在宅歯科医療連携加算 1 を算定した場合	医連 1		
103	在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料に係る在宅歯科医療連携加算 2 を算定した場合	医連 2		
104	在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料に係る在宅歯科医療情報連携加算を算定した場合	医情連		
105	小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料を算定した場合	小訪問口腔リハ		
106	小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料に係る小児在宅歯科医療連携加算 1 を算定した場合	小医連 1		
107	小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料に係る小児在宅歯科医療連携加算 2 を算定した場合	小医連 2		
108	小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料に係る在宅歯科医療情報連携加算を算定した場合	医情連		
109	在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料 1 を算定した場合	NST1		
110	在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料 2 を算定した場合	NST2		
111	在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料 3 を算定した場合	NST3		
112	救急搬送診療料の重症患者搬送加算を算定した場合	搬送重		
113	在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定した場合	訪問薬剤		
114	在宅患者訪問薬剤管理指導料に係る麻薬加算を算定した場合	麻		
115	退院前在宅療養指導管理料を算定した場合	前		
116	在宅麻薬等注射指導管理料を算定した場合	在麻		
117	口腔細菌定量検査 2 を算定した場合	口菌検 2		X線・検査 「菌検」欄
118	歯冠補綴時色調採得検査を算定した場合	色調		X線・検査 「色調」欄
119	有床義歯咀嚼機能検査 1 「イ 下顎運動測定と咀嚼能力測定を併せて行う場合」を新製有床義歯装着日より前に算定した場合	咀嚼機能 1 イ（前）		X線・検査 「その他」欄
120	有床義歯咀嚼機能検査 1 「ロ 咀嚼能力測定のみを行う場合」を新製有床義歯装着日より前に算定した場合	咀嚼機能 1 ロ（前）		

項番	診療行為名称等	略号	記載欄
121	有床義歯咀嚼機能検査1「イ 下顎運動測定と咀嚼能力測定を併せて行う場合」を新製有床義歯装着日より後に算定した場合	咀嚼機能1イ(後)	X線・検査 「その他」欄
122	有床義歯咀嚼機能検査1「ロ 咀嚼能力測定のみを行う場合」を新製有床義歯装着日より後に算定した場合	咀嚼機能1ロ(後)	
123	有床義歯咀嚼機能検査2「イ 下顎運動測定と咬合圧測定を併せて行う場合」を新製有床義歯装着日より前に算定した場合	咀嚼機能2イ(前)	
124	有床義歯咀嚼機能検査2「ロ 咬合圧測定のみを行う場合」を新製有床義歯装着日より前に算定した場合	咀嚼機能2ロ(前)	
125	有床義歯咀嚼機能検査2「イ 下顎運動測定と咬合圧測定を併せて行う場合」を新製有床義歯装着日より後に算定した場合	咀嚼機能2イ(後)	
126	有床義歯咀嚼機能検査2「ロ 咬合圧測定のみを行う場合」を新製有床義歯装着日より後に算定した場合	咀嚼機能2ロ(後)	
127	咀嚼能力検査1を算定した場合	咀嚼1	
128	咀嚼能力検査2を算定した場合	咀嚼2	
129	咬合圧検査1を算定した場合	咬合圧1	
130	咬合圧検査2を算定した場合	咬合圧2	
131	小児口唇閉鎖力検査を算定した場合	小口唇	
132	舌圧検査を算定した場合	舌圧	
133	精密触覚機能検査を算定した場合	精密触覚	
134	画像診断において時間外緊急院内画像診断加算を算定した場合	緊画	
135	画像診断において電子画像管理加算「イ 歯科エックス線撮影」を算定した場合	電	
136	画像診断において電子画像管理加算「ロ 歯科パノラマ断層撮影」を算定した場合	パ電	
137	画像診断において電子画像管理加算「ハ 歯科用3次元エックス線断層撮影」を算定した場合	CT電	
138	画像診断において電子画像管理加算「ニ 歯科部分パノラマ断層撮影」を算定した場合	部パ電	
139	画像診断において電子画像管理加算「ホ その他」を算定した場合	他電	
140	写真診断(1のイ 歯科エックス線撮影および3 歯科用3次元エックス線断層撮影に係るものを除く)および基本的エックス線診断料について歯科画像診断管理加算1を算定した場合	画診加1	
141	写真診断(3 歯科用3次元エックス線断層撮影に係るものに限る)または医科点数表のコンピュータ断層撮影について歯科画像診断管理加算2を算定した場合	画診加2	
142	遠隔画像診断を行った場合	遠画診	
143	歯科エックス線撮影の全額撮影(デジタル撮影)を算定した場合	全デジ	
144	歯科エックス線撮影の全額撮影以外(デジタル撮影)を算定した場合	単デジ	
145	歯科パノラマ断層撮影(デジタル撮影)を算定した場合	パデジ	
146	歯科部分パノラマ断層撮影(デジタル撮影)を算定した場合	部パデジ	
147	歯科用3次元エックス線断層撮影を算定した場合	歯CT	
148	基本的エックス線診断料を算定した場合	基エ	
149	処方料に係る外来後発医薬品使用体制加算1を算定した場合	外後使1	全体 「その他」欄
150	処方料に係る外来後発医薬品使用体制加算2を算定した場合	外後使2	
151	処方料に係る外来後発医薬品使用体制加算3を算定した場合	外後使3	
152	処方料および処方せん料に係る特定疾患処方管理加算を算定した場合であって、処方期間が28日以上の場合	特処長	全体 「その他」欄
153	処方料および処方せん料に係る特定疾患処方管理加算を算定した場合であって、処方期間が28日未満の場合	特処	
154	厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第1条第4号または第1条第6号に係る医薬品を投与した場合	薬評	「摘要」欄
155	常態として内服薬7種類以上を処方し、薬剤料を点数の合計の90/100に相当する点数で算定した場合	減	「摘要」欄 薬剤名の前
156	7種類以上の内服薬の投薬に係る処方せんを発行した場合	処方せん	投薬・注射 余白
157	処方せん料に係る一般名処方加算1を算定した場合	一般名処方加算1	全体 「その他」欄
158	処方せん料に係る一般名処方加算2を算定した場合	一般名処方加算2	
159	調剤技術基本料を算定した場合	調基	

項番	診療行為名称等	略号	記載欄	
160	調剤技術基本料に係る院内製剤加算を算定した場合	院	全体 「その他」欄	
161	静脈内注射、動脈注射、抗悪性腫瘍剤局所持続注入、点滴注射、中心静脈注射および植込型カテーテルによる中心静脈注射について外来化学療法加算1を算定した場合	化1	「摘要」欄	
162	静脈内注射、動脈注射、抗悪性腫瘍剤局所持続注入、点滴注射、中心静脈注射および植込型カテーテルによる中心静脈注射について外来化学療法加算2を算定した場合	化2		
163	バイオ後続品導入初期加算を算定した場合	バイオ		
164	点滴注射および中心静脈注射に係る血漿成分製剤加算を算定した場合	血漿		
165	無菌製剤処理料1を算定した場合	菌1		
166	無菌製剤処理料2を算定した場合	菌2		
167	無菌製剤処理料1の「イ 閉鎖式接続器具を使用した場合」を算定した場合	菌1器具		
168	「制限回数を超えて行う診療」に係るリハビリテーションを実施した場合	リハ選		
169	歯科口腔リハビリテーション料1「2 舌接触補助床の場合」を算定した場合	歯リハ1(2)		全体 「その他」欄
170	歯科口腔リハビリテーション料1「3 その他の場合」を算定した場合	歯リハ1(3)		
171	歯科口腔リハビリテーション料3「1 口腔機能の発達不全を有する18歳未満の患者の場合」を算定した場合	歯リハ3(1)		
172	歯科口腔リハビリテーション料3「2 口腔機能の低下を来している患者の場合」を算定した場合	歯リハ3(2)		
173	失活歯髄切断を算定した場合	失切	処置・手術 「その他」欄	
174	歯髄温存療法を行った日から起算して3月以内に抜髄を行った場合	抜温		
175	直接歯髄保護処置を行った日から起算して1月以内に抜髄を行った場合	抜直		
176	抜髄および根管充填を同時に行った場合	抜髄即充		
177	感染根管処置および根管充填を同時に行った場合	感根即充		
178	抜歯を前提として急性症状の消退を図ることを目的として根管拡大を行った場合	消炎拡大		
179	抜歯を前提とした消炎のための根管貼薬処置を行った場合	根貼		
180	糖尿病を有する患者に対して、スケーリング・ルートプレーニングと並行して歯周病処置を行う場合	P処(糖)	「摘要」欄	
181	口腔内装置1を算定した場合	OAp1	処置・手術 「その他」欄	
182	口腔内装置2を算定した場合	OAp2		
183	口腔内装置3を算定した場合	OAp3		
184	睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置1を算定した場合	SAS-OAp1		
185	睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置2を算定した場合	SAS-OAp2		
186	舌接触補助床を製作または旧義歯を用いた場合	PAP		
187	術後即時顎補綴装置を製作した場合	術後即時顎補綴装置		
188	口腔内装置調整・修理の「1 口腔内装置調整」の「イ 口腔内装置調整1」を算定した場合	OAp調1		
189	口腔内装置調整・修理の「1 口腔内装置調整」の「ロ 口腔内装置調整2」を算定した場合	OAp調2		
190	口腔内装置調整・修理の「1 口腔内装置調整」の「ハ 口腔内装置調整3」を算定した場合	OAp調3		
191	口腔内装置調整・修理の「2 口腔内装置修理」を算定した場合	OAp修		
192	周術期等口腔機能管理料(Ⅰ)または(Ⅱ)を算定した患者に対して術前に周術期等専門的口腔衛生処置1を行った場合	術口衛(前)		
193	周術期等口腔機能管理料(Ⅰ)または(Ⅱ)を算定した患者に対して術後に周術期等専門的口腔衛生処置1を行った場合	術口衛(後)		
194	周術期等口腔機能管理料(Ⅲ)を算定した患者に対して周術期等専門的口腔衛生処置1を行った場合	術口衛1(Ⅲ)		
195	周術期等口腔機能管理料(Ⅲ)を算定した患者に対して周術期等専門的口腔衛生処置2を行った場合	術口衛2(Ⅲ)		
196	周術期等口腔機能管理料(Ⅳ)を算定した患者に対して周術期等専門的口腔衛生処置1を行った場合	術口衛1(Ⅳ)		
197	周術期等口腔機能管理料(Ⅳ)を算定した患者に対して周術期等専門的口腔衛生処置2を行った場合	術口衛2(Ⅳ)		

項番	診療行為名称等	略号	記載欄
198	回復期等口腔機能管理料を算定した患者に対して回復期等専門的口腔衛生処置を行った場合	回口衛	処置・手術 「その他」欄
199	在宅等療養患者専門的口腔衛生処置を算定した場合	在口衛	
200	口腔粘膜処置を算定した場合	口処	
201	非経口摂取患者口腔粘膜処置を算定した場合	非経口処	
202	口腔バイオフィルム除去処置を算定した場合	バイオ除	
203	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）感染症患者に対し、医科点数表の区分番号マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔、硬膜外麻酔または脊椎麻酔を伴う手術を算定した場合	感	
204	歯根端切除手術「2 歯科用3次元エックス線断層撮影装置および手術用顕微鏡を用いた場合」を算定した場合	根切顕微	
205	唾石摘出術（「2 深在性のもの」および「3 腺体内に存在するもの」）、上顎洞根治手術および上顎洞炎術後出血止血法において内視鏡下加算を算定した場合	内	
206	広範囲顎骨支持型装置埋入手術を算定した場合	特イ術	
207	広範囲顎骨支持型装置揺爬術を算定した場合	特イ揺	
208	レーザー機器加算	レーザー機器加算	麻酔 「その他」欄
209	吸入鎮静法を算定した場合	IS	
210	静脈内鎮静法を算定した場合	静鎮	
211	広範囲顎骨支持型補綴診断料を算定した場合	特イ診	歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄
212	支台築造「1 間接法」「口 ファイバーポストを用いた場合」を算定した場合	ファイバー（間）	
213	支台築造「2 直接法」「イ ファイバーポストを用いた場合」を算定した場合	ファイバー（直）	
214	光学印象を算定した場合	光 imp	
215	脱離した歯冠修復物の再装着を算定した場合	再装	
216	脱離または修理したブリッジを再装着した場合	Br 再装	
217	歯科鑄造用 14 カラット金合金を用いた金属歯冠修復を算定した場合	14K	
218	レジンインレーを算定した場合	Rln	
219	CAD/CAM 冠の「1 2以外の場合」について、CAD/CAM 冠用材料（V）を用いた場合	歯 CAD（V）	
220	CAD/CAM 冠の「2 エンドクラウンの場合」について、CAD/CAM 冠用材料（Ⅲ）を用いた場合	エンクラ	
221	小児保険装置を算定した場合	保険	
222	高強度硬質レジンブリッジを算定した場合	HRBr	
223	金銀パラジウム合金を用いたコンビネーション鉤を算定した場合	コンビ CI（金パラ）	
224	広範囲顎骨支持型補綴を算定した場合	特イ補	
225	有床義歯修理または有床義歯内面適合法において歯科技工加算 2 を算定した場合	歯技工 2	「摘要」欄
226	軟質材料を用いた有床義歯内面適合法を算定した場合	床適合（軟）	歯冠修復及び欠損補綴 「その他」欄
227	広範囲顎骨支持型補綴物修理を算定した場合	特イ修	
228	都道府県知事が厚生労働大臣の承認を得て別に療養担当手当を定めた場合の療養担当手当を算定した場合	療担当	全体 「その他」欄
229	患者が要介護者または要支援者の場合に、介護保険に相当するサービスのある診療を行った場合	介	「摘要」欄
230	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）初診時を算定した場合	歯外ベアⅠ初	全体 「その他」欄
231	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）再診時等を算定した場合	歯外ベアⅠ再	
232	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）歯科訪問診療時のイを算定した場合	歯外ベアⅠ訪イ	
233	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）歯科訪問診療時のロを算定した場合	歯外ベアⅠ訪ロ	
234	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）1～8の初診または歯科訪問診療を算定した場合	歯外ベアⅡ● （※●は1～8の算定する数字を記載）	
235	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）1～8の再診時等を算定した場合	歯外ベアⅡ再● （※●は1～8の算定する数字を記載）	
236	入院ベースアップ評価料 1～165 を算定した場合	入ベア● （※●は1～165の算定する数字を記載）	